

令和5年度広報ふちゅう広告掲載募集要項

令和5年2月1日

府中市の印刷物等に掲載する有料広告掲載取扱いに関する要綱（平成18年府中市告示第168号。以下「有料広告掲載取扱要綱」という。）及び広報ふちゅう広告掲載に関する実施要項（以下「実施要項」という。）の規定に基づき、広報ふちゅうに広告を掲載する者を募集する。

1 広告媒体 広報ふちゅう

令和5年4月1日号～令和6年3月1日号（毎月1日発行分）までとする。

2 募集期間 各号の発行日の1か月前までとする。

3 規格及び掲載位置

(1) 規格は、おおむね縦4.5cm×横17.5cm（以下「1号広告」という。）及び縦4.5cm×横8.7cm（以下「2号広告」という。）とする。

(2) 掲載位置は、表紙、裏表紙を除く広報紙の下段とし、市が指定する。

(3) 刷色は、広報ふちゅうと同じ色とする。（原則単色（スミ）または2色刷り）

(4) 広告枠の中に「広告（縦2.5mm×横6mm）」の文字を入れるものとする。

4 掲載枠数

広告を掲載する枠数は、原則1号広告で換算して4枠分（2号広告に換算した場合は8枠分）とし、これを超える場合は、有料広告掲載取扱要綱第5条の規定による優先順序によるものとする。ただし、その順序が同じ場合は、抽選とする。

5 掲載料

広告枠1枠当たり月額、1号広告は30,000円、2号広告は15,000円とする。

※ 府中市ホームページの広告掲載と同一の掲載月の申し込みをする場合は、合計の広告掲載料から1か月につき3,000円を減額する。

6 掲載内容基準

掲載できる広告は、有料広告掲載取扱要綱第4条の規定により、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (2) 法令の規定に違反するおそれのあるもの
- (3) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (4) 政治活動及び宗教活動に係るもの
- (5) 社会問題、意見広告または個人の宣伝に係るもの
- (6) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (7) 虚偽若しくは誇大であるもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれのあるものその他消費者被害の防止及び拡大の防止の観点から適当でないもの
- (8) 青少年の保護及び健全育成の観点から適当でないもの
- (9) 市税等の滞納のある者の宣伝に係るもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市の印刷物等に掲載することが適切でないと市長が判断したもの

7 掲載の申し込み

掲載を申し込む者は、別紙「府中市有料広告掲載申込書」に掲載しようとする広告の原稿、申込者の業務内容を明らかにする書類及び市税完納証明書を添えて提出する。

なお、市税完納証明書については、府中市に納税義務がない場合は、その所在地の市町村のものを添付する。

8 掲載の決定等

掲載の可否については、有料広告掲載取扱要綱第9条に規定する広告審査会において審査を行い決定し、府中市有料広告掲載決定通知書を送付する。この決定通知書を受けた申込者は、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿（デジタルデータ）を提出するものとする。

9 その他

申込者の責任等、広告掲載の取消し及び広告掲載料の還付については、有料広告掲載取扱要綱及び実施要項の規定による。

令和5年2月現在発行部数 1号当たり15,850部

10 申し込み・問い合わせ先

〒726-8601

広島県府中市府川町315番地

府中市総務部政策企画課

電話 0847-43-7194

ファクス 0847-46-3450（代表）